

川崎市大規模災害に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱

(目的)

第1条 大規模災害に伴う被災地域（以下「被災地域」という。）から転入・編入した児童・生徒に対する川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づく就学援助費の支給については、川崎市就学援助費交付要綱（平成15年4月1日付、川崎市教育委員会教育長決裁。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(大規模災害の範囲)

第2条 この要綱において大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

(認定基準)

第3条 認定基準は、被災地域からの避難のため川崎市立小中学校に転入・編入した児童生徒の保護者で、交付要綱第4条第1項の規定に該当する者のうち、他の市町村から就学援助を受けていない者とする。

(援助の範囲)

第4条 交付要綱第5条に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費を支給の対象とする。

- (1) P T A会費
- (2) 生徒会費
- (3) 体育実技用具費
- (4) 卒業アルバム代等

(援助の期間)

第5条 就学援助費の支給対象期間は、大規模災害ごとに、原則3年とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が定める。

附 則（令和２年２月１０日 ３１川教学第２１５６号）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（熊本地震に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱の廃止）

- 2 熊本地震に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱は、廃止する。

（平成３０年７月豪雨に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱の廃止）

- 3 平成３０年７月豪雨に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱は、廃止する。

（北海道胆振東部地震に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱の廃止）

- 4 北海道胆振東部地震に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱は、廃止する。